

○文部科学省令第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第五条の三の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（学級数等の算定の特例日）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2・3 「略」</p> <p>4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p>	<p>（学級数等の算定の特例日）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p>

<p>一・二 「略」</p> <p>三 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の五月一日から起算して三年を経過した日</p> <p>5 第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の五月一日から起算して三年を経過した日</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>一・二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>5 第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
--	--

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。